



道路改良費の財源に關する考察

常務理事 内務省土木局長 長谷川久一

道路の改良が國運の進展を期するに必要なは、今更之を論ずる迄もなく、世人は既に之を自覺して所在に道路改良の急務を絶叫しつゝあるにも關らず、我國の道路が尙未だ高速重量車輛の自由なる運行に適せず更に其の甚しきに至りては、主要なる道路にして是等車輛の通行するも之を許さざるの現況にあるもの少からざるは誠に遺憾とする所である、是れが原因は固より一にして止まらずと雖、其の主なるものは改良工事に要する費用の財源が不十分であることに歸着するのである、道路改良の資源を有せざるものに對し道路の改良を奨勵するは恰かも原動力を有せざる汽車や電車を運轉せしむることを奨むるのと同様不可能を強ゆるものである、道路法に於ては道路の費用を負擔すべき者を定め、主として軍事の目的を有する國道の新築改築に要する費用は國庫の負擔とし、其の他の國道の費用及府縣道以下の道路の費用は道路管理

者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔と爲して居るのであるが、此公共團體の財政は目下如何なる状態に在るやを觀るときは實に氣の毒の感を起さざるを得ないのである、小學校費は年々膨脹して、歳出豫算の約五割を占め、其の他土木費、傳染病豫防費等多額の費用を負擔し、其の負擔を爲す爲めには國法の許したるものに對しては細大となく課税を爲し、尙進んで他の新なる税源を求むるの状況に在りて、戸數割の如きは驚くべき課徴を爲しつゝあるのである、幸にして小學校教育費に對しては國庫より相當額を補給するの途を開きたりと雖、新に時代の要求に依りて、社會政策上施設經營せざるべからざる新規の事業は益々増加の趨勢を示しつゝありて、結局公共團體の財政は依然として舊時の如く貧弱の域を脱しないのである、然れども財政の困難を恐れて何事にも手を染めざるに於ては、愈々資源を失ふに至るを以て、國民生活に最も密接の關係を有する道路の改良を計畫實行して、國民の利益を増進するは畢竟其の國民の屬する公共團體の財力を豊富ならしむることに歸着するのであるから、事情の許す限り適當なる財政計畫を按じ、積極的に道路の改良を實行することの必要があるであつて、之を爲すことが善良なる爲政者の當然の責任であると信ずる。

二

道路法の制定當時に於ても豊富ならざる公共團體の財力を以てしては、現時の交通に適應したる道路を築造せしむることは甚だ困難なる事情あるを以て、之に適當の財源を與へて事業の完成を促進するを必要とする議論があつたので、道路會議に於ても亦此の點に關し世論に順應して大に討議研究を盡したのであ

る、同會議は國庫補助政策の實行を建議し、政府に於ても會議の議を容れ、國道及特殊の事由を有する府縣道以下道路の改修に對し、國庫より毎年度平均七百萬圓を支出して、之を道路改良の補助と爲すこととし、専ら之が財源を公債に求むるが爲め、既に道路公債法を制定して、目下其の計畫に則り毎年度相當の國庫補助を爲し道路の改良を促進しつゝあるも、此補助の恩惠を受くるものは前に述べたる國道と、國家的見地よりして改良を必要とする特殊の事由ある府縣道、竝に東京、京都、大阪、横濱、名古屋、神戸の各大都市の重要街路に制限せらるゝを以て其の範圍は極めて狭く、而かも政府財政の關係より本年度の如きは既定額九百萬圓を支出することを得ずして、僅に六百七十五萬圓に止むるの状況であつて、國家的見地よりして改良を急務とする道路に對する補助すら、此の如き状況なるを以て、其の他の一般道路に補助することは到底實行の出來ないことである、或は不用の官有地を整理し、道路改修費を負擔する公共團體に之を交付して、國庫補助に替ふるの途を開くの論がないではないが、是も國有財産法の制定に依り、是等の土地は凡て政府に於て之を處分し、其の代金は悉く政府の歳入に充當することゝ爲つたが爲に之れも亦實行困難な問題である、或は道路使用と密接の關係ある物體に對する特別税を設け、之を以て道路改良費に充當せしむるのも一つの方法である、例へば自動車に使用するガソリンに對し、政府に於て課税して、之を自動車數の數に應じて、公共團體に交付するが如きであるが此課税も亦自動車の發達を阻害するから餘程考慮を要することなるのみならず、財政當局が果して之を認容するや否や頗る疑問に屬するのである、或は自動車税を統一して、之を政府に於て徵收し、自動車の數に應じて公共團體に交付するのも一つの方法であつて、之は財政當局に於て異論は無からうが、今や漸く發達の途にある自動車交通を阻害する嫌あつて、或地

方は自動車の發達を奨励する爲非常に低廉なる課税を爲しつゝある政策に背反することになるを以て、是亦考慮を要する問題である、或は地方税制限に關する法律の適用範圍を擴張して、道路改修の爲に費用を要する場合には、制限外の課税を許すことも一の方法であるが、之れも道路改修事業を特別會計と爲さざる以上は、他に相當の財源あるに拘はらず、其の財源を他の費用に流用して道路改修の爲には必ず制限外課税を爲すに至り、爲めに地方税を制限した趣旨を没却すべしとの反對論なきにしも非ずで、中々に容易の業でなす。

以上述べた財源に就きては贊否何れも相當の理由存するも、之を實行するが爲めには政府財政の關係を考慮することを必要とするの外、他の地方税との均衡を攻究する必要があつて、直に之を實行することは、甚だ困難なる事情あるを以て、目下焦眉の急を要する道路改良費の財源としては、適當なるものとは言ひ難いのである。

三

以上述べたる如く道路會議が折角決定したる道路改良の財源も、不幸にして是を採用することを得ざるを以て、焦眉の急を要する道路改良の財源としては他に是を捻出する方法を考究するの必要があるのである、道路改良の如き事業は他の社會政策的事業と異り、比較的永久に涉り利用せらるゝ施設に關する事業なるを以て、其の事業の効果は獨り現在の人のみならず、後世の人をも益すること尠からざるが故に是に要する費用も亦必ずしも是を現代の人のみが負擔する義務を有すべきにあらずして、改良せられた、道

路により利益を得る後世の人に對し、其の一部を負擔せしむるは必ずしも不適當と云ふべからざるのみならず、長期に亘りて其の費用を平分し負擔せしむるときは、良く負擔の均衡を保つことを得るを以て、是等道路改良に要する費用は公債により之を支辨するのを適當とするのである。

或は現代の負擔は即ち現代の人の責任であるから、是を後世に移轉すべきものではないとの反對論がないではないが、後世子孫の爲利益となるべき事業を偶々現在に於て施行したることにより、獨り現在の人のみが悉く是に要する費用を負擔すべき理由はないのである、或は又既往の事業に對して、債務を殘す爲に後世の事業を抑制するものであるとの反對論なきに非ざるも、是等は公債政策其のもの、罪ではなくして、後世の事業を抑制する程度の起債計畫其のものが適當ならざるに因るものであるから、是等の事由の爲公債政策の根本的理論を否定すべきではない、更に公債募集の成績に考ふるも、道路の良否は常に公衆の利害に密接の關係を有するを以て、よく其の効果は公衆の現實に感銘する所となりて、彼の純然たる不生産的事業の爲にする公債と異り、容易に比較的低利を以て之を募集することを得るのである、常に公債の弊害として擧げらるゝ起債が産業の隆興を阻害すると謂ふ如きは道路改良の事業を目的とする公債に對し當らざる議論にして、却つて産業が發達するものなりと斷定するに憚らざるのみならず、その工事の施行に依りて經濟界の不況に基因する失業を救済する一助ともなり、此種公債を批難する理由とはならぬのである。要は起債の條件、公債應募の時期等の問題に屬するのである、唯此公債は間接生産的にして、起債に依りて遂行する道路改良に因りて直接に公共團體の收入を興へざるも、其の効果は國民の福祉を増進し、公共團體の税源を涵養するものなるが故に、不生産的公債と全然其の趣を異にするのであるか

ら故なく之を制限し又は禁止するは適當なる政策でないのである、此の如く吾人は道路改良の費用を支辨するが爲には公債政策に依ることの得策なることを提唱するものであるが、公共團體の財政が一般財源に餘裕を存する場合に於ても、尙之を公債に依るべきことを主張するのではない、故に起工當時の一般財源にして餘裕を存するときは、勿論之を以て改良費の資源に充當すべきは當然のことである、道路改良の財源を起債に求めたる場合に於て、之が償還の方法に關しては相當考慮することを要するのであつて、此の償還方法の如何は、獨り公債募集の成績に影響するのみならず、一度其の方法を誤らひか後世に亘り永く公共團體の財政を紊亂する基ともなるのであるから、大に注意を必要とするのである。

四

道路法に於ては、道路に關する工事に因り、著しく利益を受くる者に對しては其の利益を受けたる限度に於て、道路に關する工事の費用の一部を負擔せしむるの途を開いて、費用負擔の均衡を圖ると同時に、道路費用を負擔する公共團體の財政を緩和することを工夫したのである。

此特別負擔金の制度を採用して特別受益者に對し費用を負擔せしめ、之を公債償還の財源にも充當することを得べく殊に此の負擔は道路改良事業に因り一般人が受くる以上に利益を受けたる者に對し賦課徴收するものなるを以て、工事完成後に於て之を徴收するを妥當とすべきであるから、之を公債償還財源に充當するが如きは最も適當なる措置と云ふべきである、併しながら若し特別負擔金にして受益の程度を超過したるときは、爲に批難を受くるに至るべきを以て其の程度の決定には諸種の事情を調査斟酌するを要す

るも、普通の場合に在りては、工事費の三分の一又は二分の一の範圍を限度とするを適當とするのである、若し最高額たる二分の一を徴收する場合に在りては其の金額を以て公債償還の財源に充當し殘額と起債の利子とは之を一般財源を以て償還するを適當と信ずるのである、更に來るべき再度の道路改良を考慮するの必要あるを以て償還年限は改良せられたる道路の生命を超過せざるを適當とするのである。此の如き方法を以て道路工事を執行するときは現代の人に甚敷く財政上の苦痛を與ふることなくして容易に事業を遂行することを得るのであるから、各地方に於ても是等の點に相當考慮を致して一日も早く道路改良の實を擧げ以て國利民福を増進したいものである。

是を歐羅巴諸國の例に見るも佛國の如きは府縣市町村は能く古來の建造物を學校々舎に利用し毫も教育に關する臨時費の支出を要せざるが故に、道路の如きは理想的に發達せるは勿論更に進で運河及地方鐵道の經營に迄手を染めて居るのである。警察費の多大なるは文明國としての一耻辱であつて、佛國及獨聯邦の府縣には警察費の豫算はなく郡部の警察事務は國防上備へてある憲兵隊に依託して其で足りて居るのである、以て土木費が如何に豊富なり得可きか想像せられるであらう、歐米先進國は豊富なる財源を以て斯の如く道路の改良に熱血を注ぎつゝあるに際し我が國民獨り晏如たり得ざるは明かであらう、朝野有識の士奮て道路改良の財源に付き配意せられん事を希ふて已まざる次第である。